

「ご存じですか?」学生納付特例制度」 4月から平成25年度学生納付特例申請受付開始!



窓口での申請に必要なもの

- ・平成25年度有効の学生証(コピー可)、または在学証明書
- ・認印(本人が署名する場合は不要)
- ・年金手帳
- ・前年中に退職されて学生になられ
た方は、雇用保険被保険者離職者票
等(コピー可)

ハガキ形式の申請書で 申請する場合

- ・前年度に学生納付特例申請が承認
された方で、翌年度以降も引き続き在
学予定の方には(日本年金機構が把握
している方に限る)、ハガキ形式の申
請書が3月下旬に送付されます。
- ・申請者記入欄へ必要事項を記入して
返送してください。
- ・学生証、在学証明書の添付は不要
です。

※在学する学校が変わったときや、
ハガキが送付されなかった場合は、
市役所国民年金係窓口で申請を
行ってください。

20歳以上の方は、学生であっても
国民年金に加入しなければなりません。
しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、
本人の所得が一定額(118万円)以下の場合、
国民年金保険料の納付が猶予される
「学生納付特例制度」があります。
申請方法は窓口申請とハガキ形式の申請の
2通りあります。

※ハガキはできるだけ4月中に返送
してください。

★学生納付特例の承認期間は4月(ま
たは20歳誕生日)から翌年3月まで
となりますので、申請手続きは毎年
必要です。

★卒業、退学により学生でなくなった
方で、引き続き4月以降の国民年金
保険料の納付が困難な場合は、「若
年者納付猶予制度」や「保険料免除
制度」があります。国民年金係窓口
へご相談ください。

保険料を未納のままにしておく
と、不慮の事故などにより障害が残った
り、死亡した場合に、障害年金や遺族
年金を受けることができなくなる
場合があります。

なお、学生納付特例が承認された期
間は老齢基礎年金を受け取るために
必要な期間に算入されますが、年金額
には反映されません。就職などで、収
入が得られるようになった場合は、将
来受け取る年金を増額するため、10年
以内であれば、保険料を納めること
のできる「追納制度」を利用されること
をおすすめします。

追納制度

保険料免除や納付猶予などで承認
された期間は、10年以内(例えば平成
25年4月分は平成35年4月末まで)で
あれば、あとから保険料を納付する
こと(追納)ができるようになってい
ます。

なお、保険料の免除や納付猶予など
の承認を受けた年度から起算して、3
年度目以降に保険料を追納する場
合は、当時の保険料額に経過期間に応じ
た加算額が上乘せされます。加算額が
低く済むよう、お早めに追納すること
をおすすめします。

★追納は保険料が高くなること
があっても安くなることはありません。
学生であっても経済的に余裕があ
る場合は、学生納付特例を利用せず
に保険料を納めることをおすすめ
します。

国民年金保険料

～平成25年4月から～

【保険料】

月額15,040円

【老齢基礎年金】満額

月額65,541円

(平成25年4月～9月)

※10月から1.0%の減となり
ます。